

船舶インシデント調査報告書

令和4年3月23日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年4月23日 23時20分ごろ
発生場所	愛媛県今治市 ^{おおみしま} 多々羅岬南東方沖 ^{かみづら} 上浦港須鼻防波堤灯台から真方位121° 1,650m付近 (概位 北緯34° 15.6′ 東経133° 03.6′)
インシデントの概要	プレジャーボート ^{トゥルーマッセイ} TURE-MASSEは、漂流中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年8月26日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート TURE-MASSE、5トン未満（長さ5.36m） 250-29772愛媛、個人所有 ガソリン機関、船外機、4サイクル、出力66.2kW、回転数毎分 5,500、使用燃料ガソリン、平成6年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、漂流中、主機を始動しようとしたがセルモータが回らず、航行不能と判断して118番通報を行った後、来援した巡視艇にえい航され、定係地に着岸した。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備会社が主機の点検を行い、経年劣化によるセルモータのキースイッチ（以下「本件スイッチ」という。）の作動不良を認め、本件スイッチが、始動状態から戻らなくなり、セルモータの電磁コイルに電流が流れ続けたことでセルモータが焼損していたことが判明した。</p> <p>船長は、主機を令和元年5月に中古品で購入し、毎年、機関修理業者による主機の定期整備を行っていたものの、本件スイッチが主機の購入後から本インシデントまで不具合等が発生しなかったため、本件スイッチ内部の点検及び部品の新替を行っていなかった。</p> <p>船長は、機関修理業者による主機の定期整備と同時に、本件スイッチ内部の点検及び部品の新替を行えば良かったと、本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、令和元年5月から本件スイッチ内部の点検及び部品の新替が行われていない状況で漂流中、経年劣化で作動不良の本件スイッチが始動状態のまま止まり、セルモータの電磁コイルに電流が流れ続け

	<p>たことから、セルモータが焼損して主機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>船長は、毎年、機関修理業者による主機の定期整備を行っていたものの、本件スイッチが主機の購入後から本インシデントまで不具合等が発生していなかったことから、本件スイッチの整備を行っていなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、夜間、本船が、令和元年5月から本件スイッチ内部の点検及び部品の新替が行われていない状況で漂泊中、経年劣化で作動不良の本件スイッチが始動状態のまま止まり、セルモータの電磁コイルに電流が流れ続けたため、セルモータが焼損して主機を始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、機関修理業者に依頼して主機の定期整備と同時に、本件スイッチ内部の点検及び必要に応じて部品の新替を行うこと。